

2005年11月29日

倫理委員会からの回答

熟読頂き、真摯にご意見を提示頂きますと、心がさらに引き締まります。貴重なご意見、本当にありがとうございました。委員会で慎重に検討させていただきました。その結果を以下に順番に回答させていただきます。

頂いたご意見

1. 「社会との契約」という表現について

今度の手引き改訂によって、いわゆる法律行為としての契約という既成の概念以外に「社会契約」という新しい概念を導入しましたが、「社会契約」のもつ意味について当会員の間に理解が得られるかどうか疑問です。確かに、当会員は社会に対して責務があり、それに相応しい倫理観が求められていますが、わが国の国柄まで考慮することも含めて、「社会との契約」とまで踏み込んだ表現に立ち入ることには異論があります。以下にその理由を述べます。

理由

憲章2.及び5.に「...社会の信頼を得るよう努める」という表現があります。この場合、「努める」という限りにおいて、社会の信頼はあくまで目標であって、現状では信頼関係が成立するに至っていないということの意味しております。一方、「社会との契約」が成立するためには、社会と専門家との間に信頼関係が成立していることが前提となっているはずですが、これは明らかに矛盾であると言えます。これでは、技術者倫理においてよく取り上げられる専門職倫理の社会契約モデルは適用できないことになるのではないかと考えます。

ただし、上記の憲章の表現を「...社会の信頼を失わないよう努める」と書き改めるならば、この問題は表面的には解消します。

理由

医者や弁護士のような専門職集団と社会との間には、欧米の社会契約説で表される相互約束のようなものが存在していると考えてもよいかもしれませんが、しかし、一般に技術者は、医者や弁護士に比べて、所属する企業や国の利益に奉仕する度合がはるかに高いと考えられます。特に、わが国の企業組織は集団主義という観念でも一言にくくれないような独特の歴史や伝統に深く影響されており、近代西欧社会の歴史的発展を暗黙の前提とした価値観や倫理観では適切に評価できません。

今度の改訂では、技術者の社会との関係については社会契約説という「グローバルスタンダード」に従うべきであると主張しているような印象を受けます。しかし、わが国における社会と技術者の間にはこれまで明示的に契約されていた相互了解はなく、いわば、技術者魂あるいは職人気質として良識ある技術者に当然備わっていると了解されていたと考えられます。最近の数々の不祥事によって社会が広くこのことに疑問を抱くようになってきたことは確かに事実です。また、21世紀の社会が伝統的な技術者倫理の背景と大きく異なります。しかし、だからと言って、欧米社会の制度や思想をあたかも普遍文化であるように捉えて、それを歴史や伝統の大きく異なるわが国の社会にそのまま移植することは、西欧近代文明をそれなりに賢明に理解し吸収してきたわが国といえども、慎重であるべきではないかと考えます。長い歴史の中でわが国の社会に浸透かつ定着し得なかったキリスト教の根本理念に深く影響された「社会契約」という概念は、わが国社会の現状には依然としてミスマッチの感じがします。

「社会契約」という概念に現在の多くの会員が特に大きな違和感をもってはいないかも知れませんが、技術者倫理の考え方をリードする当学会の立場として、この言葉の使用に慎重であるべきと考えます。

理由

「社会との契約」における「契約」は、法律行為としてのいわゆる「契約」とは明らかに異なる概念です。しかし、本手引きの改訂版では両者が明瞭に区別することなく使用されています。もちろん、会員の多数が両者を明瞭に区別できる常識をもっているはずであると考えられることもできますが、誤解を招きやすい紛らわしい併用は避けるべきではないかと考えます。

倫理委員会からの回答

結論から申しますと、行動の手引 8 - 3 の条文は変更せず、表題を「社会との契約」から「社会からの付託」に訂正することとさせていただきたいと存じます。

行動の手引 8 - 3 における「契約」が法律行為としての契約を指していないことも含め、ここでいう「社会との契約」という文言が何を指しているのかについては、条文全体を通じて一応明らかになっているものと思います。しかしながら「契約」の用語は本項以外に、憲章 7 条、行動の手引 7 - 6 にあり、何れも法律行為としての「契約」の意に使われています。そのため、それらとの違和感、不明確な区別に疑問を挟まれたことと理解しました。

行動の手引 8 - 3 では、まず会員が一般社会から一種の付託（他に頼み、任せること）を受けていることを述べ、それは一般社会との無言の契約が成立していることだと主張しております。いわば「付託」を「無言の契約」と理解しなさいということがこの手引の重要部分です。「無言の契約」という言葉はもはや法律用語ではないのは明らかだと思います。そう考えますと、表題を単に「社会との契約」としたのでは誤解を招く可能性があります。そこで表題を「社会からの付託」に変更することとしました。

頂いたご意見

2. 「安心社会」という表現について

2 - 8 . の「安心社会の構築」という表現は、われわれ日本原子力学会という知的コミュニティに限定すれば、「技術的安全の確保」の社会的に受容された状態として理解されるかも知れません。このことは当会員が「安全・安心」という新しい四字熟語のイメージの背後に「安心社会」を位置づけることとなります。しかし、広く社会的あるいは社会科学的な脈絡では、「安心社会」というキーワードには、われわれ科学技術のコミュニティにおける理解とは異なる意味合いがあります。

最近、わが国の社会倫理の分野では、山岸俊男著『安心社会から信頼社会へ』（中公新書）がしばしば話題にされており、この著作では「安心社会」が原子力コミュニティの理解とは異なる概念として使われています。山岸氏は、「安心社会」とは、さまざまな社会的な規制にしばられ、よそ者を排除するような、閉ざされた共同社会のようなものとして否定的に定義しております。いわば、これまでの護送船団的な日本社会の側面を指しています。しかし、例えば、終身雇用・系列取引の崩壊、政治、経済、教育システムへの不信感に見られるように、「安心社会」は現在崩壊しつつあり、山岸氏はこれを「安心社会」から「信頼社会」への転換のチャンスと考えています。

この山岸氏の考えについてはもちろん異論もありますので、これに囚われ過ぎることはバラ

ンスを欠きます。しかし、「安心社会」というキーワードは必ずしも「安全・安心」的な脈絡で理解されているのではないことを知るべきです。「安心社会」が当学会で意味する内容とはむしろ反対の意味として使われていることを強調したいと考えます。

そういうわけで、本手引の「安心社会」という表現が社会的には誤解を受けやすいのではないかと考えます。

倫理委員会からの回答

結論から申しますと、行動の手引 2 - 8 の「安心社会」という表現を「安心できる社会」に訂正させていただきたいと存じます。

ご指摘の通り、「安心社会」という用語は皆に共通なものとして定着した定義はありません。誤解を避けるためにも、また人々の安心は技術を扱う者に対する信頼感によって醸成されるという主張を明確にするためにも、表題と条文中の「安心社会」という表現を「安心できる社会」に置き換えます。